

瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、実施機関が保有する死者情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、死者情報の開示を請求する権利を明らかにすることにより、遺族の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、瑞浪市情報公開条例（平成12年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限る。

（2） 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱わなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た死者情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（開示請求者及び開示対象情報）

第4条 次の各号に掲げる者（以下「開示請求者」という。）は、当該各号に定める死者情報（以下「開示対象情報」という。）に限り開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（1） 死亡した時点において未成年者であった死者の親権者 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

（2） 死者の配偶者（届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子及び父母（前号に該当する者を除く。） 当該死者の死亡に関する情報、当該死者の死亡に

起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、被相続人である死者からの相続を原因として取得した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 被相続人である死者からの相続を原因として取得した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報

2 未成年者又は成年被後見人である開示請求者の法定代理人は、当該開示請求者に代わって開示請求をすることができる。

3 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報が次のいずれかに該当するときは、当該開示対象情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

(1) 法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと定められているもの

(2) 死者の評価、診断、判定及び選考に関するものであって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(4) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの

(一部開示)

第5条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報の一部に前条第3項の規定による開示しないことができる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報がある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

(開示対象情報の存否に関する情報)

第6条 開示請求に対し、当該開示請求に係る開示対象情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該開示対象情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求方法)

第7条 開示対象情報の開示請求をしようとする開示請求者は、当該開示対

象情報を保有する実施機関に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る開示対象情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(開示請求に対する決定)

第8条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る開示対象情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第6条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る開示対象情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに書面により延長する理由及び期間を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対して、その決定内容を速やかに書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る開示対象情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報に開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該開示対象情報に係る第三者に対し、当該第三者

に関する情報の内容その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第10条 実施機関は、開示決定を行ったときは、速やかに開示請求者に対して当該開示対象情報の開示をしなければならない。

- 2 開示対象情報の開示は、実施機関が第8条第3項に規定する通知書で指定する日時及び場所において行うものとする。

- 3 開示対象情報の開示は、当該開示対象情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、実施機関は、開示対象情報を閲覧させることにより当該開示対象情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第5条の規定による一部開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該開示対象情報を複写したものにより開示することができる。

(費用の負担)

第11条 開示対象情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示対象情報の写しの交付を請求した者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他法令との調整)

第12条 他の法令等により、開示対象情報の閲覧又は縦覧に関する手続が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。ただし、開示対象情報に係る開示請求者からの開示請求については、この条例によるものとし、瑞浪市情報公開条例は適用しないものとする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条 開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求に係る諮問）

第14条 開示決定等について審査請求があったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞浪市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号。以下「審査会条例」という。）第2条に規定する瑞浪市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る死者情報の全部を開示することとする場合（当該開示対象情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問した場合には、実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （2） 開示請求者（当該開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該審査請求に係る開示対象情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による実施機関の諮問に応じ、審査会条例の定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、実施機関に答申するものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。